

栃木県における人権教育の推進



人権教育の取組

栃木県教育委員会では、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」（平成 15 年 4 月 1 日施行）及び「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」等を踏まえ、県内すべての学校すべての地域において人権教育を推進しています。その推進に当たっては、「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」のもと、各種施策に取り組んでいます。

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会

平成 13 年 11 月 6 日決定

平成 14 年 4 月 1 日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。



人権教育の目的と推進の内容

人権とは、人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利を意味します。

栃木県の人権教育は、すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、人権尊重の精神の涵養を目的としています。また、推進に当たっては、教育活動全体をとおして、「人権が尊重された雰囲気や環境に関すること」、「豊かな人間性に関すること」、「人権意識に関すること」の三つの内容を扱うこととしています。三つの内容は、それぞれに相互補完し合うものです。

人権尊重の精神の涵養

豊かな人間性に関すること

生命を尊重する心などの倫理観、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心、個性を認め合う心、他者との共生や異質なものへの寛容性などを育てます。

【社会教育では…】

- ☆ 家庭、学校、地域社会の相互連携を促進し、自然体験活動などの様々な体験活動の充実を図ります。
- ☆ ボランティア活動などの社会貢献活動が推進されるよう環境整備に努めます。
- ☆ 各種の学級、講座等を通じ、学習者同士の交流を深めます。

人権意識に関すること

人権に関する知識や技能のほか、感性や人権感覚も含め、人権を尊重できる意識を高めます。

【社会教育では…】

- ☆ 「様々な人権問題」を扱う学習機会を意図的・計画的に設けます。
- ☆ 学習者のそれまでの学習状況や人権問題に対する理解度、地域の実情及び学級・講座等のねらいや学習者の構成などを踏まえ、課題を取り上げます。

三つの内容

人権が尊重された雰囲気や環境に関すること

一人一人を大切にされた雰囲気や環境（言語環境、学習環境等）をつくります。

【社会教育では…】

- ☆ 学習者を取り巻く環境づくりをとおして、人権教育の目標達成を目指します。そのために、一人一人の人権が尊重された雰囲気を醸成するとともに、学習過程そのものも人権が尊重された環境の中で行われるよう、常に配慮します。

※詳細は、「平成30年度人権教育推進の手引」（栃木県教育委員会）を参照



社会教育における人権教育

社会教育における人権教育の実践に当たっては、幼児から高齢者までの生涯の各時期における様々な教育活動において、人権が尊重された雰囲気や環境の中で、豊かな人間性を育てることや人権意識を高めていくことが重要です。人権問題をテーマとした事業に加え、すべての事業を人権の視点から見直し、公民館等の社会教育施設で実施している青少年教育事業や家庭教育支援事業、高齢者対象事業等に人権教育推進の三つの内容を適切に位置付けることや、参加者がより主体的に学ぶことができるようにすることが求められます。



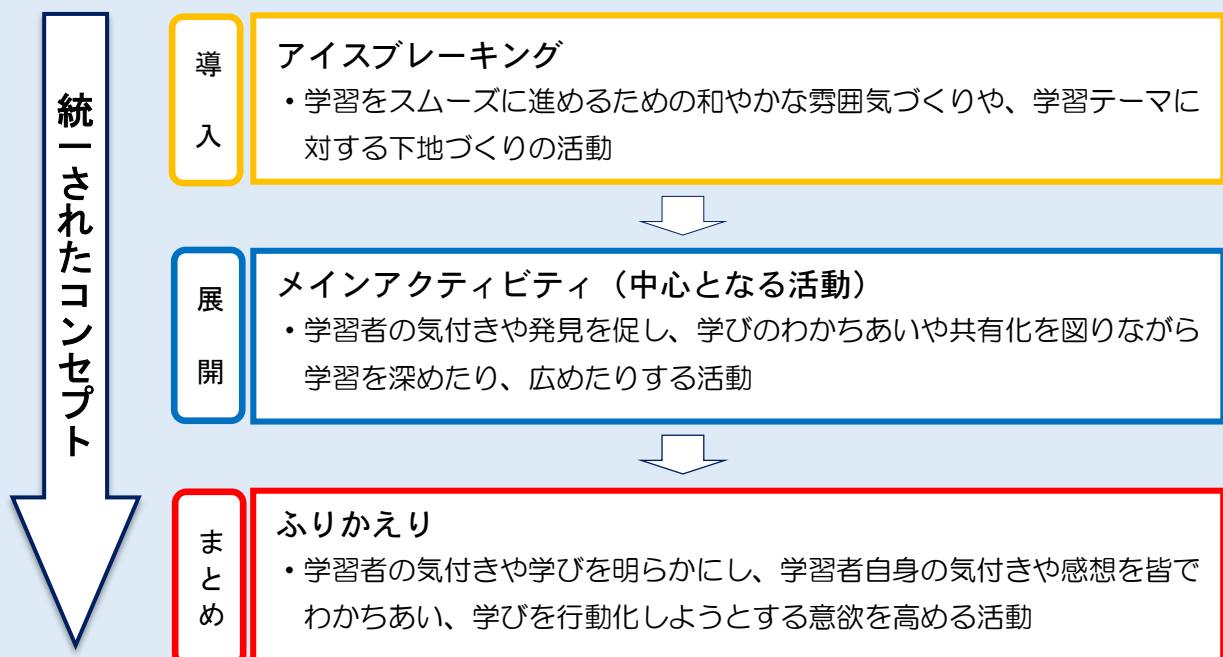
参加体験型学習（ワークショップ）の学習方法

社会教育における人権教育の学習方法には、「参加体験型」や「講義型」、「広報紙型」などがあります。本資料では、「参加体験型」を取り上げています。

参加体験型学習は、学習者の主体的な活動とコミュニケーション、気付きを大切にしながら、人権感覚を磨き人権意識を高める学習のことです。本県では、参加体験型学習をワークショップと呼んでいます。

参加体験型学習（ワークショップ）の手法を取り入れた学習を構成する三つの要素

ワークショップの学習展開計画は、統一されたコンセプト（一貫したねらい）のもと、原則としてアイスブレイキング、メインアクティビティ（中心となる活動）、ふりかえりの三つの要素で構成されます。



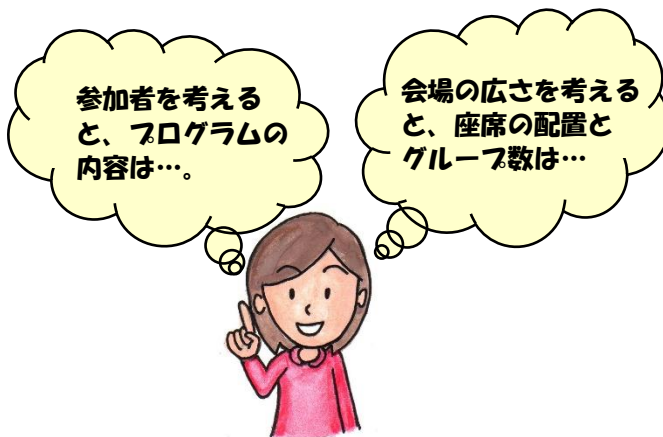


ファシリテーターの役割

参加体験型学習を進行する人を、本資料では「ファシリテーター」と呼んでいます。ファシリテーターは、「促進者」という意味です。和やかな雰囲気づくり、学習者同士のコミュニケーションの支援、気付きから行動につなげるための声かけなど、ねらいの達成に向けて学習者の活動を促進する役割を担います。

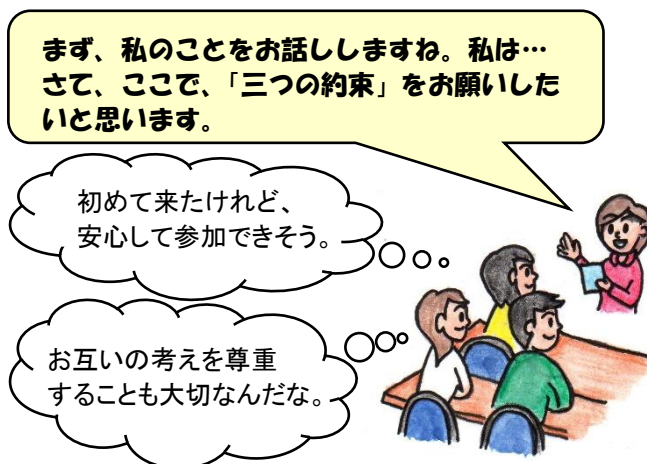
学習前

- 学習者の構成やニーズを考慮する。
- ねらいに合ったアクティビティを組み合わせて、プログラムをつくる。
- 会場の照明、机、いす、使用する用具等に不具合はないか確認する。
- 年齢、所属、居住地などに配慮して、4～6人のグループに分ける方法を決定しておく。



導入

- アイスブレイキングをとおして学習者の緊張をほぐし、安心して参加できる雰囲気をつくる。
- 学習のねらいを確認する。
- 「三つの約束」を呼びかける。
(「三つの約束」はP7参照)



展開

- 学習者の反応や状況に応じて、内容や時間配分の対応を柔軟に行う。
- 全体を見渡して、学習者の活動状況を把握することに努める。
- 一人一人の発言に耳を傾け、プログラムの進行に生かす。
- 正確な情報を提供する。



ふりかえり

- ふりかえりの時間を十分に確保する。
- 学習者の気づきを促し、今後の態度や行動につなげるための声かけをする。



今日の学習では、素敵な気づきがありましたね。ほかの人の気づきからも新たな気づきが生まれますね。

自分で気付くことが行動につながるんだね。

皆さんのいろいろな考えを聞くと、学ぶことが多いなあ…



学習後

- PDCA（Plan：企画→Do：実施→Check：評価→Action：行動）のサイクルに沿って、プログラムの評価改善を行う。
- ファシリテーター自身の進行の仕方や学習者への対応を振り返り、今後に生かせるようにする。



アクティビティ1の活動では、積極的な意見交換が行われていたから、内容や関わり方は適切だったね。

この人権問題を扱うときは、分かりやすい説明資料を準備したほうがいいな。

三つの約束

参加体験型学習の手法を用いた学習において、ねらいの達成のために学習者とファシリテーターがお互いに心掛けることです。



- 意見を押しつけない。
- 発言を強制しない。
- 個人情報を守る。 など、ファシリテーターも心掛けなければならない約束事ですね。

尊重

互いの考えや感じ方を
尊重しよう

- 相手の意見に耳を傾けましょう。自分の気持ちにも耳を傾けてみましょう。
- 発言を批評したり、自分の意見を押しつけないようにしましょう。
- 一人で話しすぎないようにしましょう。

参加

プログラムに
積極的に参加しよう

- 参加者一人一人が、積極的に参加するように心掛けましょう。
- 発言は、強制ではありません。聞いているだけでも十分参加していることとなります。

守秘

参加者の個人情報は
持ち帰らない

- 学習者が本音で語り合う内容には個人情報が含まれる場合があります。お互いに「守秘」の約束を確認することで、安心して話ができる環境をつくりましょう。

